

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 平成28年4月28日（木）午前10時00分～午後12時08分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、坂本第二部会長代理、池本委員、小堀委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、西川委員、森川委員、守田委員

■議事内容

1 諮問

・「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価方法書	・川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画【法アセス】	平成28年3月24日
2 環境影響評価書	・八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	平成28年3月22日
	・(仮称)八王子高尾商業施設計画	平成28年3月24日
3 事後調査報告書	・(仮称)立川立飛商業施設計画(工事の施行中その2)	平成28年3月29日
	・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業(工事の施行中その10)	平成28年3月31日
	・豊洲・晴海地区の水際線埋立事業(工事の完了後)	平成28年3月30日
	・練馬清掃工場建替事業(工事の施行中その5)	平成28年4月13日
4 変更届	・(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	平成28年3月29日
	・臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業	平成28年3月31日
	・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線(府中市.武蔵台～国分寺市東戸倉間)建設事業	平成28年3月31日
	・赤羽台団地建替事業	平成28年4月5日
	・(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画	平成28年3月15日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
	・都市高速道路高速外郭環状葛飾線建設事業	平成 28 年 3 月 24 日
	・都営長房団地建替事業	平成 28 年 3 月 30 日
	・東京都市計画道路環状第 2 号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第 2 号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業	平成 28 年 3 月 30 日
	・立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業	平成 28 年 3 月 30 日
	・西秋川衛生組合第 2 御前石最終処分場建設事業	平成 28 年 3 月 31 日
5 着工届 (事後調査計画書)	・(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	平成 28 年 4 月 12 日
	・(仮称)八王子高尾商業施設計画	平成 28 年 4 月 12 日
6 完了届	・圏央道首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道 20 号間）建設事業	平成 28 年 3 月 29 日
	・大井ふ頭その 1・その 2 間埋立事業	平成 28 年 4 月 1 日

平成28年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会

速 記 録

平成28年4月28日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思えます。

電車の遅延等がありまして、今、2名の先生が遅れておりますけれども、10～15分程度で間に合うということですので、今日は議事の順番を変えさせていただいて、先に受理報告をさせていただいてから、皆さんがおそろいになってから諮問という形にさせていただきたいと思っております。

総会の開催に先立ちまして、事務局の幹部職員に異動がありましたので、御報告をさせていただきます。

4月1日付で、アセスメント担当課長の佐藤が転出となり、新たに転入いたしました池田でございます。

○池田アセスメント担当課長 4月1日付で着任しました池田といたします。

今まで環境局の中では廃棄物分野のみしかやっておりませんので、環境全般を扱うのはほとんど初めてということで、先生方に御迷惑をいろいろかけるかと思えますけれども、一生懸命勉強してやりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、平成28年度第1回の総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、会長、よろしく願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、年度初めの御多忙の中、しかもこの悪天候で電車も遅れている中、御出席いただきましてありがとうございます。

会議に入ります前に、いつものとおりでございますけれども、本日は傍聴を希望する方がお見えになっておりますので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。

傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で、途中で退出されても結構でございますので、適宜御判断ください。御協力のほど、よろしく願いいたします。

ただいまから、平成28年度「東京都環境影響評価審議会」の第1回総会を開催いたします。

本日の会議の次第は、お手元の議事次第でございますように、諮問1件と受理報告となって

ございます。ところが、現在、電車の遅延の影響で2名の委員がまだ会場に到着されておりませんで、現状では定足数を満たしておりません。

従いまして、定足数を満たしていることが必須である議事につきましては、現在、議事を進めることができませんので、定足数を満たさなくても進行が可能な受理報告を先に進めさせていただきますまして、遅れていらっしゃる委員が到着された後に諮問という形で進めさせていただきますと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

宇山課長、受理報告の途中でも、委員がそろったら先に諮問にしますか。

○宇山アセスメント担当課長 お願いします。

○片谷審議会会長 では、そういう進め方にさせていただきます。

今日は受理報告がかなりたくさんございますので、まずはその報告をお願いいたしまして、途中でお二人の委員が見えましたら、そこで一旦中断して、議事「1 諮問」に移ることにさせていただきます。

事務局から報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、お手元の本日の資料の2ページをご覧ください。資料2「受理報告」でございます。

環境影響評価方法書が法アセスの件で1件、環境影響評価書が2件、事後調査報告書が4件、変更届が10件、着工届が2件、完了届の2件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、まずは「2 環境影響評価書」を担当から御説明させていただきます。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料の4ページをご覧ください。

「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」につきまして、環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連につきまして、御説明をいたします。

まず「大気汚染」でございます。審査意見書の内容につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することということで、評価書では、施工計画を作成する中で、近隣建物への配慮を検討することを追記してございます。

お手元の薄紫色の評価書102ページで、⑬⑭⑮⑯と上のほうに書いてございますけれども、そのうちの⑮⑯でございます。

⑮ 今後、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する

等、周辺への配慮等を含めて総合的に検討し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。

⑩ 工事用車両については、本事業及び周辺開発の工事状況を確認しながら必要に応じて調整するなど、交通利便性及び環境への影響の低減に努めるを追加してございます。

資料の4ページにお戻りください。次に騒音・振動でございます。意見の内容ですが2つありまして、1つ目は建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること、でございます。

2つ目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めることでございます。

評価書では、上段になりますが、1つ目は、建設機械の稼働に当たり、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討することに加え、施工計画を作成する中で、近隣建物への配慮を検討することを追記してございます。

2つ目につきましては、下段ですが、工事用車両の走行につきましては、本事業及び周辺開発の工事状況を確認しながら、必要に応じて調整することを追記してございます。

お手元の紫色の評価書の138ページの下の方に、⑦⑧とございます。⑦は今後、詳細な施工計画を作成する中で、計画地に隣接した建物があることに留意する等、周辺への配慮等を含めて総合的に検討し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努めるで、これが1つ目の意見に対するものでございます。

⑧の工事用車両については、本事業及び周辺開発の工事状況を確認しながら必要に応じて調整するなど、交通利便性及び環境への影響の低減に努めるで、2番目の意見に対して追加したものでございます。

お手元の資料の4ページで、最後は景観でございます。意見の内容でございますが、壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることや透明感や軽快さを表現としたデザインを主体として周辺環境との調和を図ることなどにより圧迫感の軽減に努めるとしているが、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明することということでございます。

評価書では、圧迫感を軽減するための壁面の分節化や透明感等を説明したイメージ図を追記してございます。

評価書の223ページの図8.6-3圧迫感を軽減するための壁面の分節化等の考え方をご覧ください

さい。(イ) 予測に反映しなかった措置の①壁面は、意匠上の分節化により、視覚的な変化をつけることで配慮を図ると、②色彩は色彩基準に適合し、外装は周辺の既存高層建築と調和するよう、透明感や軽快さを表現したデザインを主体とすると文字で書かれたものについて、こちらのイメージ図に吹き出しを使いまして、具体的な箇所を指すなどしまして、説明をしてございます。

こちらの評価書については、以上でございます。

○片谷審議会会長 では、出席予定の委員のメンバーがそろいましたので、今、せっかく御説明いただきましたので、今の報告いただいた評価書について、何か御質問等がありましたら、先に承ってから審議に移りたいと思います。

今の評価書案からの変更内容について、何か御質問等がありますでしょうか。

直接この評価書にかかわらない話なのですが、この案件は予定地の中にもともとあった小学校がビルの中に入るといことで、地元の方々からの教育効果等に関する懸念の意見もかなりあったと思うのです。アセスの審議事項ではないのですが、その後、その件について、中央区から何か情報が入ったりしていますか。

○池田アセスメント担当課長 現在のところ、こちらには特に情報は来ておりません。

○片谷審議会会長 話し合いはされているのでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 事業者と中央区との間では話し合いを続けております。

○片谷審議会会長 分かりました。

地元の方々ができるだけ納得できるような形で進めていただきたいというのが希望ではあるわけですが、これは知事意見などには入れる話ではないので何も言っていなかったわけですが、話し合いが進んでいるのであれば、それを見守るといことになりますね。

ほかはよろしいでしょうか。

特に御発言がありませんので、この評価書に関する報告は了解したという扱いにさせていただきます。

では、宇山課長、定足数の状況を再度報告していただけますか。

○宇山アセスメント担当課長 定足数につきましてですが、現在、委員21名のうち11名の御出席をいただいておりますので、定足数を満たしてございます。

よろしく願いいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

定足数を満たしたということでございますので、正規の審議が開始できますので、議事1

諮問を始めさせていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料1が諮問文でございます。朗読させていただきます。

28 環 総 政 第 104号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第79条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成28年4月28日

東京都知事 舛添要一

記

諮問第458号「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、諮問を読み上げていただきました「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書につきましては、第二部会に付託させていただきます。

第二部会御所属の委員の皆様方は、審議をよろしくお願いいたします。

では、諮問案件の概要につきまして、事務局から御説明ください。

○池田アセスメント担当課長 それでは、こちらの説明をさせていただきます。

お手元の緑色の資料「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画」環境影響評価方法書をご覧ください。こちらの方法書はページが2種類ついてございますが、括弧つきのほうのページで進行させていただければと思います。

1ページ目はこちらの事業者の名称でございますが、川崎天然ガス発電株式会社でございます。

3ページの対象事業の目的でございますが、川崎天然ガス発電株式会社は、新日本石油株式会社（現JXエネルギー株式会社）と東京ガス株式会社が保有する技術力、経験等を融合し、発電及び電力の供給事業等を行うことを目的として、平成13年に両社の共同出資により設立され、クリーンな天然ガスを燃料にした発電事業の実現に取り組んでございます。川崎臨海地域の新日本石油株式会社川崎事業所（現JXエネルギー株式会社川崎事業所）内に既に1・2号機（出力合計約85万kW）の建設を行いまして、平成20年に営業運転を開始してございます。

平成28年4月から電力の小売が全面的に自由化され、これらに対応するべく新電力を通じて安価で環境負荷が小さい電力を安定して届けることができるよう、最新のコンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備を増設する計画でございます。

4ページは「2.2.1 特定対象事業の名称」でございますが、川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画でございます。特定対象事業により、設置される発電所の原動力の種類につきましては、発電効率が高く、ばいじんや硫黄酸化物の発生がない天然ガスを燃料としたガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）を採用してございます。

本事業により設置される発電設備は3号機と4号機の2基でございますけれども、各約65万kW、計約130万kWとしてございます。

対象事業の実施区域の位置は、右ページにございますとおり、神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号のJXエネルギー株式会社の川崎事業所の敷地内となっております。対象事業実施区域の面積につきましては、約27万4,400㎡。この対象事業実施区域は、既設の1・2号機の敷地及びこれに隣接する川崎事業所の遊休地としてございます。

こちらの対象事業実施区域につきましては工業専用地域であり、周辺の住居系地域から約1.4km離れてございます。対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況につきましては、2-1図から2-4図のとおりでございます。

次に、11ページの「1. 主要な機器の種類」につきましては、第2-2表のとおりでございます。3・4号機の発電設備の概念につきましては、次の12ページの第2-6図のとおりでございます。

発電用燃料の種類につきましては、天然ガスとしまして、近隣のLNG基地から既設のパイプラインにより供給される計画でございます。発電用燃料の年間使用量は第2-3表のとおりでございます。既に稼働しています1・2号機の天然ガスの使用量は、約77万t/年でございます。新設される予定の3・4号機につきましては、約150万t/年となっております。

「3. ばい煙に関する事項」でございますが、下の第2-4表のとおりでございます。燃料は

天然ガスを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はございませんが、窒素酸化物（NOx）が発生いたします。そのため、NOx排出抑制対策としまして、低NOx燃焼機の採用であるとか、乾式アンモニア接触還元法によります排煙脱硝装置を設置しまして、排出濃度につきましては窒素酸化物の排出量の削減に資するよう既設の1・2号機の5ppm以下に対しまして、3・4号機では4.5ppm以下とする計画でございます。

14ページは「4. 復水器の冷却水に関する事項」でございますが、第2-5表のとおりでございます。復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用しまして、循環水には工業用水を使用する予定でございます。冷却塔は乾湿併用式の採用等により白煙の発生頻度を抑え、環境影響を低減することといたしております。

続きまして「5. 用水に関する事項」は第2-6表のとおりでございます。発電所で使用するプラント用水につきましては川崎市工業用水道、生活用水は川崎市上水道から供給を受ける計画でございます。

15ページは「6. 一般排水に関する事項」でございますが、第2-7表のとおりでございます。発電所からの排水は、冷却塔ブロー水、ボイラブロー水、純水装置からの排水、プラント雑排水等の発電設備からの排水及び生活排水がございます。

発電設備からの排水は新設する排水処理設備、生活排水は合併処理浄化槽によりまして「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく規制基準を満足し、かつ既設と同等の水質に処理した後、川崎事業所が所有する共用の既設排水口から海域に排出する計画でございます。

17ページは「7. 騒音・振動に関する事項」でございます。発電所の稼働に伴い、主要な騒音・振動発生機器として、冷却塔、発電機、タービン、排熱回収ボイラー、送風機及びポンプ類等がございます。

こちらの機器につきましては、防音壁の設置、低騒音型機器の採用、強固な基礎とする等、防音・防振対策を適切に講じることによりまして、騒音・振動の低減を図る計画としてございます。

主要な工事の方法につきましては、土木建築工事、機器据付け工事がございます。なお、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用するため、海域の工事を行わない計画としてございます。

工事工程でございますが、下にございます第2-8表のとおり、着工は平成30年。平成33年の運転開始まで約3年を予定してございます。

18ページの「(1) 工事中の交通に関する事項」でございますけれども、工事中の主要な陸上交通ルートは、右側の第2-8図のとおりでございます。一般工事用資材及び小型機器等の搬出入車両は、主として東京大師横浜線（産業道路）及び国道15号線（第一京浜）を使用する計画でございます。

海上輸送は、発電設備のうち大型機器及び重量物は海上輸送して搬入する計画でございます。

運転開始後の主要な交通ルートにつきましては、海上輸送経路を除きまして、工事中の主要な交通ルートと同じであるとしてございます。

次に、266ページは第6. 1-2表「環境影響評価の項目の選定」でございます。評価の項目は、大気環境、水環境等の8項目でございます。

355ページは第8章「発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」について御説明いたします。

今回の方法書の前の配慮書の中で、下にあります第8-1図のように、発電設備の配置につきまして、メンテナンスエリアを広くとれる左側のA案と、公道からの距離が確保できまして、振動・騒音対策で有利なB案が提案されてございました。

今回、次のページの各項目について比較検討した上で、配置計画としましては、右側のB案を選定してございます。

次のページで騒音・振動につきましては、A案と比較してB案のほうが隣接している公道からの距離が離れており、B案のほうが公道に隣接する地域に対する騒音・振動の影響をより低減することが可能であり、騒音・振動対策の面からも経済的としてございます。

メンテナンスエリアにつきましては、A案につきましては、1・2号機の西側エリアに広いメンテナンスエリアを確保でき、B案よりもA案のほうが有利であると見ております。ただし検討の結果、B案でもメンテナンスに必要な敷地の確保は可能であるため、メンテナンスエリアの確保の観点からはB案でも問題ないとしてございます。

冷却塔白煙については、復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用するため、冷却塔から白煙が発生します。A案とB案の4号機の冷却塔の設置位置を比較しますと、A案のほうがB案より公道からの距離が近いことが分かります。白煙による視界不良等の問題を回避するためには、影響が及ぶおそれがある施設や地域から極力離して冷却塔を設置する必要がありますため、冷却塔白煙による周辺の公道への影響を低減する観点からB案が望ましいと判定し

ております。

以上の点から、A案、B案を比較した結果、総合評価としてB案を選定してございます。

右ページは、配慮書から変更になったものとしまして「8.3 発電設備の規模」がございました。配慮書の段階では、川崎事業所内で利用できる敷地の面積及び送電可能容量等から、出力を約110万kW（約55万kW×2基）としてございましたけれども、電力系統への送電可能容量の増加が確認されたことから、考え得る最大出力である約130万kW（約65万kW×2基）として変更してございます。

新しい発電設備の規模を出力約130万kWに変更したことによる大気質への影響についてでございますけれども、ばい煙についても増加が見込まれるため、大気質の二酸化窒素について予測評価を行ったところでございます。

359ページの第8-4表をご覧ください。将来予測環境濃度は、予測地域内の一般局32局全ての局で環境基準の年平均相当値を下回っております。寄与濃度の最大も0.00004ppmであり、バックグラウンド濃度に対する寄与率は0.2%と極めて小さいものとなっております。

出力約116万kW時の予測結果と比較すると、出力約130万kWにおいて、将来予測の環境濃度及び最大着地点濃度はほぼ同等であると考えてございます。これらのことから、出力約130万kWにおいても、大気質の重大な影響は回避されていると評価してございます。

概要については、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

この事業の手続の経緯といいますか、法対象事業で、対象地域は東京都内ではないわけですが、それがここでこういう審議に係る事情を確認のために少し御説明いただけますか。

○池田アセスメント担当課長 こちらは今、片谷会長からお話があったように、法アセスの対象ということで、場所は川崎市です。主に大気のところになるのでございますが、法アセスでやるときに対象地域をどうするかが本には直接書かれていないのですが、慣例的に約10km範囲は影響があるであろうという範囲を設定してございまして、その中に東京都の大田区、品川区が含まれている。影響がある範囲ということで、東京都に影響があるということで、東京都でも審議をすることになってございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

従来何回かこういうことはあったわけですが、今回も10km圏内には東京都が含まれ

るということで、東京都でも審査をすることになったという経緯でございます。

図書の後ろのほうには、神奈川県知事の見解あるいは横浜、川崎市長の見解などと、それに対する事業者の見解等の記載もございまして、神奈川は神奈川で別途審査が既に進行中でございますけれども、こちらでも審査が必要ですので、第二部会で御審議いただくということでございます

第一部会御所属の委員の皆様は、答申をする審議会まで御意見をいただくあるいは御質問をいただく機会がないので、もし今日の時点で、もちろん第二部会の御所属も御質問をいただいて結構ですけれども、何か御質問がありましたら承りたいと存じます。

何かありますでしょうか。これも法対象で法改正以降の事業ですので、配慮書手続きがありまして、一般に民間事業の場合、なかなか別の敷地という代替案は設定しにくいので、複数案を設定するときに、同じ敷地の中での配置を変えるというもので複数案を設定しているという経緯がございます。

そこは神奈川県でも妥当な判断という感触に話はなっておりますけれども、こちらでもこの複数案の配置、選択についても、一応確認をしておいていただきたいと思いますので、第二部会でよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、池田課長から説明がありましたように、何kmか離れておりますので、大気以外の影響は直接には考えにくい案件ですが、手続的には一通り見ておく必要がありますので、それぞれ御担当の委員に御審議をよろしくお願ひしたいということでございます。

特に御質問等はありませんでしょうか。

では、次回以降の第二部会で御審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。

諮問につきましては以上とさせていただきます、再度受理関係に入ることにいたします。

評価書1件は既に御報告いただきましたので、それ以外の受理報告を事務局からよろしくお願ひいたします。

○池田アセスメント担当課長 本日の資料の5ページの「(仮称)八王子高尾商業施設計画」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連について、御説明いたします。

まず、大気汚染、騒音・振動共通でございます。審査意見書の内容につきましては、工事の施行中及び工事の完了後において、予測の基礎となる将来交通量が一部の予測地点において大幅に増加することから、環境保全のための措置を徹底することでございます。

評価書では、右のとおり変更してございます。工事の施行中は、周辺地域の安全対策連絡会に参加し、工事用車両が過度に集中することがないように、適切に考慮する。また、工事完

了後は、当該道路が通学路であること、徐行を促す案内の掲示板等により周知徹底し、生活道路への流出入を防ぐこと、地域コミュニティと連携し、交通安全を確保すること、来店車両を分散できる交通計画を策定し、関係機関と協議すること等を環境保全のための措置として追記してございます。

評価書の104ページは、大気汚染の環境保全のための措置のページでございますが工事の施行中の②予測に反映しなかった環境保全措置の一番下に追記がございました。工事期間中は陵南地区大規模開発安全対策連絡会に参加し、工事用車両が過度に集中することがないように、適切に考慮するとございます。

右ページの工事の完了後の②予測に反映しなかった環境保全措置の真ん中あたりでございますけれども、登校時及び下校時の児童生徒の交通安全の確保に特に配慮する計画とし、当該道路が通学路であること、また、徐行を促す等の案内の掲示等により周知徹底し、生活道路への流出入を防ぐ措置を講じる。

周辺道路の渋滞対策として、駐車場は基本的に有料化する計画とする。また、入庫時については、入口から駐車券発券機までの距離を確保し、できる限り計画地内で滞留台数を確保する。なお、万葉けやき通りの西側入口が渋滞している場合には、東側の入口に誘導するなどの措置を講じる。

来店車両の経路については、誘導看板の設置、チラシ等により、周知徹底する。

供用後は、より一層の交通安全対策を図ることを目的に地域コミュニティと連携し、交通安全を確保する。

来店車両が一部の道路に集中しないように、来店車両を分散できる交通計画を策定し、道路管理者、交通管理者等の関係機関と協議するということで、現在、協議中でございます。

こちらの5項目を追記してございます。

次に、183ページが騒音・振動のページになります。環境保全のための措置で工事の施行中の騒音の（イ）予測に反映しなかった環境保全措置としまして、先ほどと同様の文章を予測に反映しなかった措置の一番下に追記してございます。

次に、184ページは振動の（イ）予測に反映しなかった環境保全措置でございますけれども、こちらも最後に同様の文章を追記してございます。

次に、工事完了後の騒音につきましても（イ）予測に反映しなかった環境保全措置の中に、先ほどの大気汚染のところと同様の文章を追記してございます。

振動も右ページの下にありますけれども、追記してございます。

それでは、本日の資料の5ページにお戻りください。次に騒音・振動についてでございます。

意見書の内容でございますが、工事用車両及び来店車両等の走行に伴う道路交通騒音について、影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、一部の地点において、環境基準を超えないものの騒音レベルが大幅に増加することから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めることとございます。

評価書では、工事施行中は、周辺地域の安全対策連絡会に参加し、工事用車両が過度に集中することがないように、適切に考慮する。また、工事完了後は来店車両の経路について誘導看板の設置、チラシ等により周知徹底すること、来店車両を分散できる交通計画を策定し、関係機関と協議をすること等を環境保全のための措置として追記してございます。

183ページは、先ほど大気汚染、騒音・振動共通のもので御説明したところと全く同じになりますけれども、そのものにつきまして、追記してございます。

続きまして生物・生態系でございます。意見の内容でございますけれども、植栽に当たっては、在来種を選定することはもとより、鳥類のみならず多様な生物の生息・生育環境の創出に配慮した樹種を選定するとともに、周辺の緑との連続性を考慮した緑化計画を検討することとございます。

評価書では、敷地境界付近に植栽し、まとまった緑地を確保するとともに、植栽樹種について、周辺地域の現存植生及び鳥類や蝶の生息・生育環境を考慮した樹種を選定することを追記してございます。

評価書の247ページをお開きください。環境保全のための措置として工事の完了後でございますけれども①予測に反映した環境保全措置の真ん中でございます。植栽樹種につきましては、周辺地域の現存植生及び鳥類や蝶の生息・生育環境を考慮した種を選定し、高木、中木、低木を取り混ぜて植栽を施す。計画樹種については、資料編57ページを参照となっております。

計画地周辺の多摩森林科学園で記録されたことがある蝶の一覧を資料編に示しております。資料編の57ページから60ページをお開きください。緑化計画といたしまして、本計画で計画している食餌植物について、記載されております。58ページの表1.4-1に計画している食餌する樹木と野鳥と蝶類の関係が記されてございます。右ページにつきましては、計画地の近隣にございます多摩森林科学園で見られる野鳥と本事業で計画している植物の関連性についてまとめてございます。

資料編の171ページが先ほど申しました計画地の近くにあります多摩森林科学園で記録されたことがある蝶の一覧ということで、記されてございます。

次に廃棄物でございます。意見書の内容でございますが、施設の供用に伴う廃棄物は再資源化率の向上に努めるとしているが、一部の廃棄物について再資源化率が示されていないことから、事後調査において再資源化率などを確認することとございます。これにつきましては、事後調査において、再資源化率を示していない廃棄物についても、再資源化率を確認して報告することを追記してございます。

評価書の332ページの最後のなお書きのところになりますけれども、可能な限り再資源化・再利用を行っている中間処理施設へ排出するとした可燃ごみについては、事後調査において再資源化率を確認し、報告すると追記されてございます。

お手元の資料の6ページで、最後は温室効果ガスでございます。意見の内容でございますが、本施設の北側のマンション及び戸建住宅と連携したエネルギー管理システムについて、より具体的な記述をすることとございます。

評価書においては、より具体的なエネルギー管理システムの仕組み及びその効果につきまして、資料編53ページから55ページに追記してございます。資料編の53ページはエネルギー計画としまして、C(City)EMS、次のページにEMS連携と見える化システム、55ページのBCP/LCP対応と3つの図を使いまして説明してございます。

こちらの評価書については、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

まだたくさん受理報告はあるのですが、評価書でかなり審議にも時間をかけた案件ですので、もし何か御質問等がありましたら、ここで承ります。

特に知事意見に盛り込まれている意見を出していただいた委員の皆様方、何かありましたらお願いします。

私からお尋ねしておきたいのは、この案件は都民からの意見書とか、意見を聞く会での都民からの御発言の中で、圧倒的に交通に関する懸念が多かったわけです。直接事業者が自分のできる範囲のことはこの図書に書かれていると思うのですが、それ以外の交通管理者でなければできない、道路管理者でなければできないことがかなりあって、それは今後の協議で道路管理者や交通管理者に要望を出していくことも、附帯意見としては、この会議の中でも申し上げた。私からも申し上げましたし、関連する委員の皆様からも御意見があったかと思っています。

その点について、その後何か具体的に協議が進行したとか、道路構造が改善される見込みがあるとか、何かそういう情報はありますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 先ほど大気汚染、騒音・振動共通でも書いてございましたけれども、まだ関係機関と協議中でございますして、片谷会長がおっしゃるような具体的な案はまだ出てきていない状況でございます。

○片谷審議会会長 前に審議しているときにも申し上げましたけれども、道路構造を多少なりとも修正することで渋滞が緩和できそうな交差点が幾つか近隣にあるので、それで大気汚染や騒音の負荷が軽減できる可能性は十分にあると思っておりますから、そのあたりの経過については事務局でもできるだけ情報を集めていただいて、今後、事後調査が出てくると思いますが、そのときにそういう協議の状況等も、事後調査報告書には書かれないかもしれないのですが、事務局が得た情報として報告していただけるように対応をお願いしたいと思います。

委員の皆様から、何か御意見はありますでしょうか。

では、特段御発言がないようでございますので、ほかの受理報告に進むことにいたします。

事務局から御報告をお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、7ページ以降、若干数が多いですけれども、順に御説明させていただきます。

まず、7ページは「(仮称)立川立飛商業施設計画」事後調査報告書で、こちらは名称が分かりにくいですが、ららぽーとを建設する事業になります。お手元のホチキスどめのやや薄目の事後調査報告書をご覧いただきたいのですが、1ページめくっていただきますと2ページに地図がございまして、一番南側に立川駅がございまして、そこから多摩都市モノレールで2駅北側に行ったところに立飛駅という駅がありまして、その南東側にららぽーとをつくる事業になります。

配置図につきましては、右側の3ページに立飛駅から直結するような形で商業棟がありまして、その裏側に駐車場棟があるという形になってございます。

本日の資料の7ページに再度お戻りいただきまして、事業の種類は自動車駐車場の設置でございます。所在地は立川市泉町935番1他。敷地面積は約9万4,000㎡、延床面積は約15万4,000㎡。駐車場台数が約3,200台で、こちらでアセスにかかっています。主要用途は店舗。工事期間が平成26年8月から平成27年10月ということで、昨年末の平成27年12月に供用を開始してございます。

今回の事後調査の区分は、工事の施行中その2。

調査項目につきましては、土壌汚染と廃棄物の2項目でございます。

まず土壌汚染ですけれども、(1)汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う影響の程度で、こちらは地歴上土壌汚染のおそれがあるということで、評価書の段階でも一度調査をしております、その段階でも汚染は確認されていなかったのですが、改めて工事の施行中においても調査を行いまして、新たな土壌汚染は発見されなかったことから、汚染土壌が計画地周辺に拡散することはなかったとしてございます。

廃棄物は、まず(1)建設廃棄物の発生量ですけれども、左側が予測結果、右側が事後調査結果となっております。予測結果は発生量が合計約4,005t、リサイクル率は合計で82%、リサイクル量は約3,294tと予測しておりましたけれども、事後調査につきましては、プレキャストとか、かなり事前にコンクリート製品とか金属関係の製品とか、工場で作って現場で加工しないで端材等が出ないようにかなり努力したことで、発生量については約782tで、かなり小さくなってございます。

リサイクル率につきましても、できるものは可能な限りリサイクルしたということで、95%と予測を上回ってございます。

(2)建設発生土の発生量につきましては、予測が0m³となっております。もともとは予測をしていたのですが、既に平成26年に変更届が出ておりました、そのときに実際に測量等してみた結果、外に持ち出さなくて計画地内の盛土等で全て使用用途があるということで0m³と変更届が出てございまして、実際に事後調査でも全部計画地内で利用しまして、外に排出することはなかったということでございます。

苦情につきましては、ございませんでした。

続きまして8ページは「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業」事後調査報告書でございます。こちらは多摩地域にある一番大きな最終処分場の建設事業でございます。

こちらまず、お手元のホチキスどめのやや厚目の事後調査報告書をご覧ください。おめくりいただきまして3ページで、鉄道等もないのでやや場所が分かりづらいのですが、日の出町の北の方に、ちょうどあきる野市、青梅市と書いてありますが、市境に処分場がございます。

北側には多摩川、南側には平井川という川が通っておりまして、都道も秋川街道と南側に奥多摩あきる野線が通っているといった位置におきまして、廃棄物の最終処分場と、濃い網かけになっているところはエコセメント化施設で、多摩地域においては焼却灰についてもエ

コセメント化をして、最終処分量を減らすことで取り組んでいるところでございます。

本日の資料にお戻りいただきまして、事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。面積は59.1ha、全体容量、埋立容量は370万 m^3 。工事期間は平成7年度から平成39年度の予定でございます。

事後調査の区分は、工事の施行中その10。

調査項目につきましては、水質汚濁、地形・地質、水循環。水質汚濁と水循環は参考調査となっておりますけれども、こちらは当初、予測はしていなかったのですが、重要なことなので継続的に調査するようという審議会の意見を踏まえまして、継続的に水質汚濁と水循環につきましても、調査をしているものでございます。

調査結果ですけれども水質汚濁（参考調査）で、河川水質は、谷古入沢及び玉の内川下流の2地点において調査を行っておりますけれども、カドミウム等の環境基準値が定められている項目について、いずれも基準値を下回っております。埋立開始前との比較でも、特段大きな変化は生じていなかったということでございます。

河川の底質についても、同じ2地点において調査しておりまして、こちらは検出された物質の濃度は自然的原因による含有量の範囲内であり、いずれも埋立開始前とほぼ同程度の濃度であったとしてございます。ちなみに河川底質につきましては、環境基準は設定されてございません。

地下水質につきましては、こちらは二ツ塚処分場直下のモニタリング井戸が1ヶ所、玉の内川沿いの民家井戸の2地点で、合計3地点で調査を行っております。こちらでも環境基準値が定められている項目については、いずれも基準値を下回っております。埋立開始前との比較につきましても、特段大きな変更は生じていなかったとしてございます。

地形・地質は貯留堤ということで、実際に埋め立てている場所が斜面地になっておりまして、その下流側というか、下のほうに貯留堤を設けて崩れないようにしっかりと盛土等をしているのですが、貯留堤とその周辺につきまして、安定計算結果を踏まえた盛土が行われており、今回、目視でその地点について確認を行っておりますが、斜面の滑り等、あとは地盤の沈下等といった不安定なものはなく、貯留堤及びその周辺の安定性は確保されていたということでございます。

水循環（参考調査）は、まず河川の流量、流速の変化の程度（河川流量）ですけれども、こちらは二ツ塚処分場直下と玉の内川下流の2地点の河川流量につきましては、周辺で多少開発等が行われておりまして、その影響で流量が若干増えているといった影響が見られますけ

れども、豊水期、渇水期ともに大きな変化は見られないことから、著しい影響を及ぼしていないものと考えるところでございます。

地下水の水位、流量の変化の程度は、モニタリング井戸6地点、民家井戸2地点の8地点において事後調査を行っております。こちらも年間を通して大きな水位変動はなく安定しており、イオンバランスが変化するような地下水質の変化も生じていないことから、地下水の水位、流量に著しい影響を及ぼしていないものと考えるところでございます。

苦情につきましては、ございませんでした。

○池田アセスメント担当課長 本日の資料の9ページをご覧ください。事業名につきましては「豊洲・晴海地区の水際線埋立事業」でございます。答申日は平成6年8月3日、受理日は平成28年3月30日でございます。事業の種類は埋立でございます。

規模でございますけれども、お手元の淡い紫色の製本された事後調査報告書の4ページをご覧ください。こちらの位置でございますけれども、この図面の真ん中よりちょっと上のあたりに赤く工事エリアを示したところの晴海と豊洲の部分にあります。

豊洲地区につきましては、江東区豊洲五丁目地先等、晴海地区につきましては、中央区晴海二丁目地先等でございます。埋立面積は豊洲地区14.5ha、晴海地区は5.2ha。埋立土量は約61万 m^3 でございます。工事期間は平成11年7月から平成26年1月まででございます。

事後調査の区分につきましては、工事の完了後でございます。今回は最後の報告となります。

調査項目・事項につきましては、水質汚濁、植物・動物（水生生物）でございます。

事後調査報告書の31ページをお開きください。図7.3水質調査地点図で、●が現地調査地点3ヶ所でございます。▲が既存資料調査地点の3ヶ所でございます。

24ページは、調査結果でございますけれども、現調査による水質（COD）の調査結果は表7.2に示すとおりでございます。続きまして、既存資料による水質調査の結果につきましては、表7.3に示すとおりでございます。

現地調査の結果でございますけれども、地点1の夏季につきましては、5.4 mg/L 、地点2の夏季は5.2 mg/L につきましては、平成2年の評価書の値を上回っているほかは、評価書の値を下回っております。

既存資料のものにつきましては、最近5年間の水質は3.3 mg/L ～6.4 mg/L の範囲でございます。評価書の値に比較して、地点1につきましては、最近5年間とも調査結果が同程度または下回った状況でございます。地点2につきましては、平成23年度が、地点3では平成23年度

と平成25年度が評価書を上回ったほかは、評価書を下回ってございます。各地点ともおおむね評価書と同程度の水質でございました。また、当該海域の環境基準値（C類型8mg/L以下）を下回ってございました。

26ページの環境影響評価書の予測結果と事後調査結果との比較検討のうち水質(COD)でございすけれども、評価書で予測を実施した各地点の水質につきまして、予測結果と事後調査結果の比較検討を行い、表7.5に示してございます。

検討の結果、現地調査及び既存資料調査から、埋立地の出現に伴う水質の変化は見られなかったとしてございます。

お手元の資料9ページの植物・動物（水生生物）につきましては、あわせて事後調査報告書の30ページをご覧ください。図7.2は水生生物調査につきましての調査地点でございます。●につきましては、遊泳生物、浮遊生物、底生生物調査地点として5カ所。▲は付着生物調査地点の4ヶ所でございます。

埋立地の出現に伴う流況及び水質の変化の程度及びこれによる水生生物の生息域の消滅の程度、現況の水生生物の影響についてでございますけれども、事後調査の結果は、種類数は遊泳生物（魚類等）が8種類、植物プランクトンは59種類、動物プランクトンは39種類、底生生物は24種類、付着生物は37種類でございました。

水生生物の出現状況は、評価書と比較すると種類数及び個体数に顕著な変化は認められず、優占種にも大きな変化は認められませんでした。

これらの結果から、埋立地の出現に伴う水生生物の生育・生息環境への影響はほとんどないものと考えられるとしてございます。

苦情につきましては、ございませんでした。

続きまして「練馬清掃工場建替事業」事後調査報告書でございます。お手元のホチキスどめの「事後調査報告書（工事の施行中その5）－練馬清掃工場建替事業－」が該当してございます。

答申日につきましては、平成21年10月1日、受理日は平成28年4月13日でございます。

事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

事後報告書の2ページが対象事業の位置でございます。所在地は練馬区谷原六丁目10番11号でございます。敷地面積は約1万5,000㎡、処理能力は250t/日の炉が2基ございます。工事期間は平成23年2月から平成27年11月まででございます。工場稼働年月は平成27年12月でございます。

事後調査の区分は、工事の施行中その5でございます。

調査項目は、騒音・振動、廃棄物でございます。

騒音・振動でございますけれども、事後報告書の10ページの図が機器配置図でございます。

■が調査地点で、ABCDの敷地境界の東西南北に各1ヶ所、計4ヶ所設置して測定してございます。

お手元の資料の10ページにお戻りいただいて、く体・プラント工事の騒音レベルの最大値は、A地点につきましては59dB、予想結果67.8dBでございました。B地点について、予測結果は60.5dBに対しまして66dB。C地点は予測結果61.6dBに対して66dBで、予測結果につきまして、B地点及びC地点で上回っております。

予測を上回った理由でございますけれども、クローラークレーンが位置調整を行いまして、一時的に測定地点のB地点付近で荷揚げ・荷卸し作業を行ったことであるとか、予測時に想定していなかったコンクリートの打設作業の影響を受けたものと考えてございます。

なお、全ての地点で勧告基準であります80dB以下を下回っております。

く体プラント工事の振動レベルの最大値は30dB未満から46dBで、全地点で予測結果58.3dB～63.3dB及び勧告基準（70dB以下）を下回ってございました。

続きまして廃棄物でございます。予測結果と建設工事に伴う廃棄物の排出量との比較でございますが、建設工事に伴う廃棄物の発生量は、その他がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず、その他が予測を上回ってございます。それ以外につきましては、おおむね予測どおりもしくは予測を下回ってございます。

予測を上回った要因としましては、地中障害物の撤去であるとか、計画時より外構工事の範囲、歩道空地が広がったこと、植栽の移植時に伐採した枝や枯れた植栽を処分したことなどが考えられます。

苦情につきましては、騒音に関する苦情が11件、振動に関する苦情が4件、電波障害に関する苦情が1件ございました。騒音・振動につきましては、作業方法の見直しなどの対策であるとか、作業者に対して注意喚起を行いました。電波障害につきましては、電波の到来方向から本工場の影響ではないことを説明いたしまして、納得していただいております。

練馬工場は以上でございます。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、変更届の内容について、御説明させていただきます。本日の資料の11ページ以降でございます。

まず、11ページの「（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業」で、名前が分か

りづらいのですが、オリンピックの選手村として使われる建築物の案件でございます。お手元の厚手のホチキスどめの変更届の資料をご覧ください。

3ページに位置図がございます。現地を見ていただいた先生方は多いと思いますけれども、北側に大江戸線の勝どき駅がありまして、南側の晴海埠頭に白抜きで計画地区がございます。すぐ北側に中央清掃工場、南側には晴海の客船ターミナル、北東側にはただいま建設中の環状2号線が整備される予定でございます。計画地は周囲を西側は東京湾、南側、北側ともに運河に挟まれるといった立地状況となっております。

4ページが空中写真で、現地は更地であるのが分かるかなと思います

9ページをご覧くださいなのですが、こちらは最近発表された直近のイメージ図で、一番上のパースを見ていただくと、こちらはオリンピック終了後につくるものでございますけれども、中央に高層棟2棟と、その周辺に板状棟といいますがマンション、オリンピック中は選手村として使われる建物が多数設置されてございます。

周囲には公園等の緑も多く配置される予定でございます。広場や中心軸、にぎわいのイメージが下のほうのイメージ図としてございます。

本日の資料の11ページにお戻りいただきまして、御説明させていただきます。

事業の種類は住宅団地の新設でございます。

規模につきましては、事業区域面積が約18万㎡、敷地面積が約13万3,900㎡、建築面積が約4万7,500㎡、延床面積が約69万2,000㎡。最高高さにつきましては約180m。住宅戸数が5,650戸で、こちらがアセスの要件に該当してございます。主要用途は住宅、商業等で、主に住宅でございます。

工事予定期間としましては、Ⅰ期工事としましてオリンピック前に平成28年度から平成31年度にかけて、先ほどの板状棟と商業棟をつくりまして、オリンピック後にⅡ期工事としまして、高層タワーを平成32年度から平成35年度につくる。選手村として使った建物の改修等をして、順次分譲、賃貸等をしていくということでございます。

供用開始予定としましては、全て最終供用分として平成36年度に全体が完成する予定でございます。

今回の変更の理由でございますけれども、手続の進捗に伴い、事業名称が確定したため事業名を変更することが1点と、設計の進捗による建築計画の見直しの結果、計画建築物の配棟、建物形状、計画戸数等の変更及び商業棟の工事工程を変更するという事で、幾つか変更項目がありますけれども、特に大きな変更ではございません。

もう一度ホチキスどめの資料をご覧くださいまして、14ページから15ページを見開きで見ただくと分かると思いますが、右側の15ページが変更前で、左側の14ページが変更後になります。

変わった点は、例えば一番東側の5-3街区がもともと5棟あったのですけれども、一番南側の棟が1棟にくっついて、その北側に小さい1階建てのものができたりとか、ちょうど中央清掃工場の隣の5-7街区で、こちらの高さが40mだったのが35mに変わったりですとか、よく見ていただきますと形状が多少変わっていたりとか、階数が17階から18階に変わっていたりとか、階数は変わるのですけれども高さ自体は変わらないということで、各階の高さが少しずつ低くなるといったことで、特段大きな変更ではないと認識をさせていただきます。

本日の資料の11ページにお戻りいただきまして、主な変更内容でございます。事業名称が変更になりました。建築面積がやや増えまして、延べ床面積も今、申し上げました階数が増えた関係で若干増えております。

棟数につきましては、1棟減りまして計画戸数が300戸ほど減ります。駐車台数も市況等を踏まえまして600台減りまして、緑化面積につきましては、内訳は変わりますけれども合計につきましてはほとんど変わってございません。

施工計画としまして、商業棟につきましてはⅡ期工事期間中につくる予定をⅠ期工事期間中に変えるという変更をさせていただきます。

こういった変更を踏まえまして、今回は大気、日影、電波、風環境、景観の5項目について予測・評価の見直しを行ってございます。

概要を説明させていただきますと、本日の変更届の50ページ、51ページをご覧くださいたいのですが、もともとは右側の51ページが供用後の関連車両の走行ルートとして設定されていたのですが、交通管理者等との協議を踏まえまして、左側の変更後におきましては、ちょうどNo.6という新たな断面をとっておりますけれども、こちらに入庫ルートを新たに設けたということで、今回、新たな予測評価をNo.6地点も加えてございます。

先ほど戸数が減ったと申し上げましたけれども、戸数が減ることに伴いまして発生する集中交通量も減っておりますので、それも踏まえて予測・評価を行ってございます。

結果が58ページ、59ページで、まず二酸化窒素ですけれども、ご覧いただいて、変更のある部分は下線が引いてあるのですが、1から5の既存の地点につきましては、ほとんどというか全く変わってございません。No.6地点につきましては、新たに追加しておりますけれども、もともと交通量が少ないのと供用後も小型車がそんなに多くない程度通るということで、値

自体は先ほどの地点と比べて低い値となっております。

60ページが浮遊粒子状物質でございますけれども、こちらも同様でございます。

日影の変更が75ページ、76ページでA3になります。75ページが変更後、76ページが変更前で、見ていただくと分かると思いますが、先ほど形状等がほとんど変わっていないということもありますので、よく見れば変わっているのですが、多分ぱっと見て余り分からないのかなというぐらいの変更でございます。

続きまして、等時間日影図につきましても、80ページ、81ページでございますけれども、こちらをよく見ると形状が若干変わっておりますが、ほとんど変わっていないという状況でございます。

ただ、天空写真が若干変わっている地点がございますして、83ページに天空写真を撮影した4地点がございます。おめくりいただいて84ページ、85ページが変更前後なのですが、ほとんどの地点は変わらないか減るような状況なのですが、d地点の学校予定地が40分増えているということでございます。

こちらは具体的には89ページに天空写真がございますして、変更前は下の写真です。こちらは14時のあたりにほとんどかかっていないのですけれども、変更後は14時から15時にかけて若干配置等を変えた結果、かかる時間が増えているということでございます。

評価書の審議のときにも御説明させていただきましたけれども、これはあくまで計画地の中央ということで、建物のより北側に校舎を建てるとか、そういった配慮をすることでより日影時間が減るとか、昼間の時間は大分日が当たっているようでございますので、そういったことについては評価書にも記載があります。改めて82ページの予測・評価の結果の下から5行目以降、学校予定地であるd地点においては40分増加しますけれども、そういった日影の影響について、学校設置者に対して情報提供を行うなど、今もやっているということですが、今後もしっかり情報提供をして、日影の影響の低減に努めるとしてございます。

続きまして、電波障害につきましても、見ていただきますと92ページから95ページまでが変更前後でございますけれども、ほとんど変更、影響は変わらないと言えるかなと思います。

風環境につきましても、106ページ、107ページに実際に風洞実験を行った結果、変更前後がございますして、防風対策をかなり追加でやったことありまして、107ページの変更前におきましては、計画地の中央から西にかけて10地点ほど黄色いランク3の地点が出ておりますが、さらに減らして7地点程度にしたということで、評価書より若干改善している状況になってございます。

最後に景観も同様に見ていただきますと、114ページ以降、モンタージュがずっとありますが、これもよく見ないと分からない程度の変更なので、特段予測・評価の結論は変わらないということでございます。

晴海五丁目西地区の市街地再開発事業については、以上でございます。

続きまして、本日の資料の12ページの「臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業」でございます。

お手元のやや薄目の変更届の3ページが位置図でございます。こちらは一つの事業で5本の道路をつくるということで、南側の国道357号線から北に、まず東から放射34号線、その上に高速晴海線（首都高速道路）、その西側に環状2号線がありまして、それを東西、補助314号線、補助315号線という2つがございます。飛び地になりますけれども、北西側に環状2号線が新橋のほうにございます。

本日の資料の12ページにお戻りいただきまして、事業の種類は道路の新設及び改築、土地区画整理事業でございます。

事業区間につきましては、この5路線が記載のとおりでございまして、事業予定期間は平成9年度から平成29年度、完成予定は平成29年度となっております。

変更理由につきましては、5路線のうち環状2号線、補助314号線、補助315号線について、交通管理者、道路管理者等との調整に時間を要したため、事業予定期間、完成予定を変更するという事で、表に記載がありますとおり、平成27年度に全て完成する予定だったのですが、1年間延ばして平成28年度となっております。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございますけれども、今回の変更において事業予定期間、完成予定が変わるが、道路の構造及び工法等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

続きまして、お隣の13ページは「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業」でございます。

こちらもお手元のやや薄い変更届の2ページをご覧くださいまして位置図がございまして。こちらは府中市から国分寺市にかけて、ちょうどJR中央線の国立駅と西国分寺駅間の南北に都道をつくる計画になってございます。北のほうでは西武国分寺線とも交差するといった状況となっております。

本日の資料13ページにお戻りいただきまして、事業の種類は道路の新設でございます。車線数は往復4車線、道路幅員は36m。工事期間は平成22年度から平成31年度。供用開始も平成

31年度でございます。

「1 変更理由」としましては、用地取得を進める中で「移転先の選定」や「対象者の高齢化」及び「引越しによる学校・学校等の変更」など権利者の不安解消や生活再建を踏まえた用地交渉、用地買収等が求められたことから、用地取得に時間を要したため、工事期間を平成31年度まで延伸し、供用開始を平成31年度に変更するというものでございます。表にありますとおり、4年間工期を延伸するというところでございます。

こちらでも今回の変更において、工事期間、供用開始時期は変わりますけれども、工法・規模等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

続きまして、14ページは「赤羽台団地建替事業」でございます。こちらもお手元の変更届、ホチキスどめの資料の2ページをご覧ください。

こちらはちょうど中央に、JRの赤羽駅がございまして、その西側の網かけになっている部分が赤羽台団地として現在もある団地でございまして、これを20年間かけて建て替える事業でございます。

本日の資料の14ページにお戻りいただきまして、計画地の面積は約15万7,780㎡、延床面積は約20万7,000㎡、最高高さは約120mです。階数は地上1階から36階。駐車場台数は約1,500台。住宅建設棟数は31棟。戸数は約3,100戸。工期につきましては平成16年度から平成35年度でございます。

変更理由としましては、地区計画及び都市計画公園の都市計画決定に係る土地利用計画の変更、並びに建替事業の進捗に伴い、事業計画（建築面積、延床面積、住宅建設棟数、駐車場台数等）を変更するものでございます。

一番大きな変更は、もともと住宅を建てる部分に公園をつくるということで、それに伴いまして建築面積、延べ床面積、棟数が減ってございます。戸数について変更はございません。

駐車場台数につきましては、進捗等も踏まえまして減らしているところでございます。

土地利用計画ですけれども、今、申し上げましたとおり、住宅用地や通路、駐車場として予定されていた部分を公園に振りかえたということでございます。

環境影響評価項目の見直し結果ですけれども、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観について見直しを行ってございます。またお手元のホチキスどめの変更届で概要を御説明させていただきます。

生物・生態系につきましては、23ページ、24ページをご覧くださいと、23ページで緑化面積、緑の体積がございまして、今回、新たに公園をつくるということで、緑化面積、緑

の体積ともに増えてございます。増えてございますので、特段評価の結論に影響はない。よくなるということです。

右側のページですけれども、下が変更前で、一番北側にE工区と書いてありますけれども、こちらに緑地を大きく設ける、公園を設けるということで、上の変更後の土地利用計画図におきましては、E工区がかなり緑になっていると思いますが、こちらに緑地を設けるというものでございます。

おめくりいただきまして、25ページ以降が日影になります。こちらも大きな変更はなくて、規模等も余り変わりませんので、26ページ、27ページで先ほどの晴海と同様で、よく見れば変わっておりますけれども、そんなに大きな変更は、北東側で若干日影時間が増えているかなというのが分かるかなと思います。

これを踏まえまして、等時間日影図が29ページ、30ページにありまして、29ページのほうに変更後で、北東側で若干日影線が伸びているかなというところで、31ページがより細かいところになりますけれども、いずれも日影規制を満たす時間数におさまっているのと、実際にはほとんど道路部分にしかかかっていない状況が分かるかなと思います。

天空写真も33ページ、34ページに記載がありますが、変わらない地点がほとんどでございまして、地点2だけ若干変わりますけれども、35ページ、36ページを見ていただきますと、小さくなる方向ということで、36ページではやや、9時から11時にかけてかかっておりますが、35ページでは朝に若干かかる程度になっているということでございます。

以降、電波障害もほとんど変わっておりませんし、風環境、景観につきましても、特段大きな変更はないということで、記載がされているところでございます。

○池田アセスメント担当課長 続きまして、資料15ページをご覧ください。

変更届の続きでございますけれども、事業名は「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」でございます。事業の種類は道路の新設でございます。

お手元のホチキスどめの薄い「事業計画の変更についてー(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」の2ページ目をご覧ください。今回の対象事業の位置でございますけれども、東京都内埋立地のところになります。上の10号地、その上に埋立地と書いてあるところは有明の埠頭でございます。ここはフェリーターミナルや倉庫街等になってございます。終点が中央防波堤内側埋立地で、かつて埋立地があったところと少しかぶるところが終点になってございます。

延長につきましては、約2.5km。構造形式は、トンネル部分が約1.6kmで、これは沈埋トン

ネル等になります。スリット部分は約0.1km、掘割部分が約0.5km、平坦部分が約0.2km、かさ上げ部分が約0.1kmでございます。工事期間は平成28年度から平成31年度までを予定してございます。供用開始につきましては、平成32年の予定でございます。

変更の理由は、事業計画地の一部におきまして、平成25年度に実施したこちらの設計のための土質調査の結果から「土壌汚染対策法」等に基づく指定基準等に適合しない土壌の存在が確認されたため、評価書においては、これらの土壌が存在する可能性を予測条件としておりましたけれども、今回の調査結果を踏まえまして、これらの土壌が存在することを予測条件とすることに變更してございます。

主な変更内容でございますけれども、事業計画地に「土壌汚染対策法」等に基づく指定基準等に適合しない土壌の存在が確認された。そのため、工事の施行に伴うこれらの土壌の掘削及び運搬等を行う際には、関連法令等に基づき拡散防止等の適切な措置を講ずると加えてございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、今回の變更におきまして、土壌汚染及び廃棄物につきまして、予測・評価の見直しを行いましたけれども、工事の施行に際しては、指定基準等に適合しない土壌に対しまして、もともと関係法令等に基づき適切な措置を行うとしてございました関係で、評価の結論は変わらないということでございます。

続きまして、16ページの事業名は「都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業」でございます。事業の種類は道路の新設でございます。

ちょっと厚目になっておりますけれども、ホチキスどめの「事業内容の變更についてー都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業ー」の2ページをお開きください。こちらが本事業の工事区間を示しているものでございます。

図-2「アセス対象区間と隣接工区」と書いてあります左のほうの赤い丸で網がかぶせてあるところが今回の対象の区間となっております。距離の延長につきましては、約0.9kmの道路でございます。起点は葛飾区東金町八丁目で、終点は東金町七丁目となっております。工事期間は平成15年度から平成29年度までを予定し、供用開始も平成29年度を予定してございます。

変更内容の概略でございますけれども変更理由につきましては、千葉県区間の完成予定年度が先ほどお示ししました図2の右側の点線で表している、こちらの右側が千葉県側にありますが、こちらの区間の完成予定年度が平成29年度に延長になりました。そのため、東京のほうも先行して開通することをせずに、工事の進捗も合わせるということで、平成29年度まで

延伸するものでございます。

主な変更内容につきましても、工事期間を平成29年度に延伸、完成予定年度についても、平成29年度に延伸となっております。

環境影響評価項目の再評価の結果でございます。環境影響評価対象の9項目のうち、電波障害につきましては、当初評価をしていたころに比べまして、地上デジタル放送に移行してございますので、その見直しを行ってございます。

その結果につきましては、資料の変更届の書類に【参考資料】という黄色い中紙が入っていきまして、ページが振っていないのですが14ページ以降にテレビ受信障害受信状況図がございます。この中の円形で書いてあるところで測定してございますけれども、黄色の部分は受信不良であるとか、赤いところが受信不能とかで、若干散らばってございますが、調査の結果としましては、スカイツリーからの電波に関しましては、受信状況は良好でございましたが、埼玉県の方の浦和局の受信あるいは千葉県を受信につきまして、一部不良が見られたという結果になってございます。

そのため、適切な環境保全措置を行うことによりまして、これらの電波障害を解消するために評価の結論は変わらないとしてございます。

続きまして、資料17ページで、事業名は「都営長房団地建替事業」でございます。事業の種類は住宅団地の新設及び自動車駐車場の設置でございます。

ホチキスどめの真っ白い表紙の資料の2ページ目をお開きください。こちらの場所は先ほど八王子高尾の商業施設の話をしていただきましたけれども、ちょうど中央線を挟んで反対側みたいなところにあります。破線で囲まれた地域が今回の対象の地域でございます。

所在地は八王子市長房町588番ほかでございます。計画区域の面積につきましては、約40万5,700㎡、住宅建設戸数は4階から11階建ての住宅戸数約3,193戸でございます。計画人口は8,857人、駐車場台数は約1,320台。工事期間は平成9年度から平成33年度までを予定してございます。完成年度は平成33年度を予定してございます。

変更内容の概略でございますけれども、第1期から第2期工事は完了しておりますが、第3期工事の途中で4年間ほど工事が一時中断しておりました。その後、再開いたしまして、現在、第3期及び4期の工事中でございます。今回、団地の居住者の減少に伴いまして、計画人口の見直しを行いました。それに伴いまして、建替計画を見直すことから、建築計画、配置計画、施工計画及び完成年度を変更するものでございます。

主な変更内容でございますけれども、住宅建設戸数はもともと約4,129戸でございましたが、

今回、新しいものは約3,193戸に減少いたします。計画人口は1万3,725人でございましたけれども、約5,000人減りまして、8,857人。駐車場台数は約2,300台から1,000台ほど減りまして、約1,320台。工事期間が先ほど申しましたけれども、平成22年度予定だったものが平成33年度まで延伸してございます。完成年度も平成33年度を予定してございます。

環境影響評価項目の再評価でございますけれども、住宅建設戸数、工事期間等は変わりますが、将来交通量や工事の規模等の予測条件に大きな変更はないことから、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水文環境及び史跡・文化財の5項目につきましては、予測・評価の見直しは行っておりません。なお、一部事業計画が定まっていない区域がございまして、日照障害、電波障害及び景観の3項目につきましては、その事業計画が具体的に定まった時点で改めて再予測を検討するとしてございます。

続きまして、資料18ページは事業名がちょっと長いのですが「東京都市計画道路環状第2号線（港区新橋～虎ノ門間）建設事業及び環状第2号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業」でございます。分かりやすく言いますと、去年、虎ノ門に森ビルのビルができて、オリンピックの組織委員会などが入っているビルでございますけれども、その事業でございます。

事業の種類は道路の新設でございます。ホチキスどめの資料の2ページ目の図3-1で事業地位置図がございまして、図の中の赤で示されたところが道路事業の環状2号線の区域でございます。

延長は約1.4kmの道路で、区間は起点を港区東新橋二丁目、終点を港区虎ノ門二丁目までとさせていただきます。工事予定区間については、平成17年度から平成28年度とさせていただきます。

再開発事業につきましては、平成22年度に完成してございます。

変更内容の概略の変更理由につきましては、こちらの道路の街路沿道への電力供給等に関する関係機関との調整に時間を要しまして、電線共同溝へのケーブルの入線や引込管の工事等が遅延したことから、工事期間を平成28年度まで延伸するものでございます。

変更内容でございますけれども、工事期間につきましては、当初平成27年度を計画していたものが平成28年度へ延伸してございます。完成予定年度につきましても、1年延びまして平成28年度となります。

環境影響評価項目の再評価結果でございます。今回の変更において、工事期間及び完成予定年度が変わるのみでございますので、工法・規模等に変更はございません。そのため、予測・評価の見直しは行わないことにしてございます。

続きまして、事業名「立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業」でございます。表紙に「事業計画の変更について－立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業－」と書いてある厚目の資料が該当してございます。

資料の2ページを見ながら説明を聞いていただければと思います。規模でございますけれども、計画地につきましては、昭島市の福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部となっております。施行面積は約66.1haございまして、そのうち改変する面積につきましては約28.9ha。事業方式は土地区画整理事業としてございます。工事期間につきましては、平成25年度から平成28年度を予定してございます。

変更内容の概略がございまして、ホチキスどめの資料の2ページで御説明させていただきます。図1-1「土地区画整理事業による改変範囲」をご覧ください。一点破線で囲まれたところが今回の区画整理事業のエリアでございます。そのうちグレーの色がついているところが土地区画整理事業による改変範囲になりまして、アセスの対象となっております。その改変範囲の変更箇所が3点ございます。

まず、国利用エリアの一部の民間利用エリアへの変更がございまして、図1-1の真ん中あたりに赤い点線で長方形が書かれてございます土地のことでございます。表2-1で、改変範囲の施設利用は、民間利用が3万1,990㎡増加しまして、12万3,746㎡になってございます。

一方、今回、非改変範囲の施設利用が、国利用の部分でございまして、3万2,000㎡減少しまして、13万1,476㎡に減ってございます。

次に、都市計画道路と環境保全用地の境界変更としまして、図1-1に区画整理事業の右の方に「国営昭和記念公園」と書かれている左横に赤い点線で「n」のようになって囲われているところがございまして、こちらの土地のことでございます。区画整理事業に接続するこちらの区画整理地区以外の道路の計画が固まりまして、そのための微修正の必要が生じたために、改変範囲の道路が258㎡ほど増加しまして、その分非改変範囲の環境保全用地が249㎡ほど減少してございます。

3点目が、2号公園の改変範囲の変更で、図1-1の上に「立川市域」と書いてある土地がございまして、こちらの白い部分が立川市域の管理する公園で、左側のグレーの部分がURの管理する公園の部分になりますけれども、このURと立川市の範囲を変更しているものでございます。変更はしましたけれども、改変の面積に増減はございません。

続きまして、本日の資料の19ページにお戻りください。変更内容の概略の主な変更内容の表の中の一番下の他事業による改変でございます。

URが改変を実施しないエリアでございます非改変範囲におきまして、国及び都が工事に着手している場所がございます。当該箇所において、樹林地が伐採されている現状を踏まえまして、予測・評価の見直しを行うことといたしました。

ホチキスどめの資料の5ページが土地利用計画図の変更後のものでございます。まず、図2-1の中で、今回、事業で改変を行われる場所がオレンジ色の「国利用（法務省）」と書かれている部分でございます。こちらは刑務所になると聞いております。

その部分と、その右の青色の「都利用（残堀川調節池）」と書かれている部分がございます。こちらが事業の具体化に伴いまして、施設整備にかかわる工事に着手している箇所がございます。樹林地が伐採されている現状を踏まえまして、一部の環境影響評価項目において、当該改変を考慮した予算評価の見直しを行ったものでございます。

お手元の資料の19ページにお戻りください。環境影響評価項目の再評価の結果でございます。環境影響評価の対象としましては、9項目のうち水循環、生物・生態系及び廃棄物について予測・評価の見直しを行いました。いずれの項目も評価の指標を満足することから、評価の結論は変わらないとしてございます。

続きまして20ページですが、事業名につきましては「西秋川衛生組合第2御前石最終処分場建設事業」でございます。事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

規模でございますけれども、お手元のホチキスどめされた西秋川衛生組合の資料の3ページをお開きください。施設の位置でございますけれども、あきる野市網代483番地外でございます。この図の星印で示されているところでございます。規模は開発面積1.2ha、埋立面積が1.01ha、容量につきましては、廃棄物処分容量が7万m³でございます。建設工事期間は平成11年度から平成12年度。廃棄物埋立期間は平成12年度から平成55年度でございます。

変更内容の概略でございますが変更理由は、こちらの処分場の埋立ごみを掘り起こした上で、同じ組合が管理します「高尾清掃センター」の熱回収施設で熔融処理を行うことで、本処分場の延命化を図るものでございます。

変更内容につきましては、廃棄物の種類が従前は焼却残さ及び不燃ごみでしたが、熔融飛灰に変更になりました。廃棄物埋立期間は当初、平成27年度に終了予定でございましたが、平成55年度まで延びる予定でございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございます。今回の変更において、廃棄物埋立期間及び埋め立てる廃棄物の種類は変わりましたが、新たな土地の改変は発生しないこと、予測条件及び環境保全の措置はほぼ変わらないことから、予測・評価の見直しは行わないこ

ととしてございます。

変更届については、以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

全部通して御説明いただきました。余り時間が残っていないのですが、御質問や御意見を承りたいと思います。順番は特に定めませんので、どの案件の資料の何ページとおっしゃっていただいて、御質問、御意見を御発言ください。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 「東京港臨港道路南北線建設計画」について、変更後に水銀、鉛、ヒ素、フッ素の4項目が指定基準を超えたものが見つかったと記載されております。これは溶出量か含有量かの記載がないのでよく分かりませんが、ここでは将来にわたって飲水リスクはないと思われますので、ここに書かれているように、浸出水に注意するとか、適切な拡散防止をしていただければ結構かと思えます。

もしこれが含有量であるならば、建設発生土を外に持ち出さないだけでなく、盛り土などをするときもきちんと覆土をしていただいて、直接リスクをなくしていただくという御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 この件は特殊な例ですね。後でデータが見つかったということで、可能性という扱いで図書では扱われていたものが見つかったので確定になったという変更届なのです。

これは事業者がきちんとやるということは既に分かっていますので、そういう意思是表明されていますので、今、佐々木委員から確認の意味での御発言があったと思いますけれども、今後も事業者が対応してくださるのを事後調査で確認していくということで、お願いしたいと思います。

では、ほかの質問は、小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 まず、細かいことなのですが、誤字がありましたので、資料9ページの「豊洲・晴海地区の水際線埋立事業」の調査結果内容の下から3行目に「優占種」の「占」の字は「占める」という字で、優先するほうではないので、これは専門用語なので変えていただきたい。

もう一つは「立川基地跡昭島地区土地区画整理事業」なのですが、変更の大変大きなところは、この資料の5ページに改変の環境保全用地に道路ができるということですが、これは隣に大きな緑地があるから影響がないということになっていますが、いろいろな生物の多様性

の減少の非常に大きな原因の一つは、分断化されることなのです。

この場合は面積自身も伐採によって樹林地が17%から36%減少する。林縁の消失も3%から7%に減少するという、面積の減少だけではなくて分断化に配慮いただきたい。具体的にはアセスで通常しているような鳥とかそういうものではなくて、分断化によってどういう動植物が影響、特に動物です。道路を横断できない、例えば爬虫類とか、チョウチョウ、トンボも場合によってはできません。それから、植生の昆虫類です。そういうものに対する評価をしていただいて、影響がないということにしていきたいのです。

そこら辺が分断による効果は人間には余り見えないのですが、生き物にとっては結構大きな影響がありますので、そういう評価をしていただきたいと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 今の点は、事務局から何かコメントがありますか。

○池田アセスメント担当課長 先生の御意見を賜りまして、事業者にも伝えまして、今後どういう対応ができるか検討してまいりたいと思います。事後調査の中でまだ出てくると思います。

追加で、道路そのものは新しく引かれるということではなくて、もちろん新しく引かれるのですけれども、もともと計画はされている。

○小堀委員 赤くなっているところは今回というので、今回だと思いました。

○池田アセスメント担当課長 5ページと6ページはひっくり返さなければいけないので面倒くさいのですけれども、変更前の地図が6ページに出ているのですが、もともと予定されています。それがなぜ変更後と表されているかと言うと、5ページの地図の真ん中左側なのですけれども「昭3・2・3」と青で書かれた点線の絵があると思いますが、この道路の計画が固まりまして、ちょうどこの道路が接続するというので、微妙に線形が変わるということで、緑地の面積が減ってしまうのですが、その部分で若干変更ということで、もともと計画あるいは評価等、この道路に関してはしてございます。

○小堀委員 それにしては随分緑地の面積が減るのですね。

○池田アセスメント担当課長 微妙に線が変わったのです。

○小堀委員 分かりました。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

守田委員、どうぞ。

○守田委員 事後調査報告書の日の出町の広域処分場の建設事業なのですけれども、報告書の47ページにA3で地下水の変化があるのですが、データを見てあれ、と思うのは、モニタリングの井戸がNo.1からNo.6の6本あるのですよね。6本の井戸の変化がずっと書いてあるのですけれども、このグラフの左側の建設工事着手前のところはNo.6がないのです。これが変だなということと、もう一つはNo.1とNo.4は建設の前と後で明らかに5mぐらい地下水が落ちているのです。

No.6がないこととNo.1、No.4。一番尾根の部分ですけれども、落ちているにもかかわらず45ページでは大きな水位変動はなくおおむね安定しているということで、全く問題ありませんと書いてあるのですが、その辺がちょっと。

まず、No.6がないのがおかしいということと、明らかに水循環が変わっているわけです。全くそういうことがなくて、何か安定しているというのがどういう意味か分からないのですけれども、記述的に若干問題があるのではないか。

○宇山アセスメント担当課長 No.6が着工前にないということにつきましては、No.6は着工後に新たに掘った。もともと1から5はあったものなので、あるということ。6は新たにモニタリング用に掘ったので、ないということで、これはやむを得ないというか、より丁寧にやるために掘ったということでございます。

事後調査につきましては、見づらいのですけれども47ページの一番右側に「今回報告対象」とH24からH27に右下に書いてあると思うのですが、今回、報告対象の3年間についての考察をしたということで、確かに長期的に見ると先生がおっしゃるように若干下がってきてはいるのですが、これについては、完了後に全体を通して評価をすることになっておりますので、分かりづらいのですが、あくまで今回は3年間の評価で、3年間は安定していたということでございます。

○片谷審議会会長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

私も1点申し上げておきたいのですけれども、重大な問題ではないと思うのですが、選手村の案件ですけれども、分厚い変更届が出てきていて、かつて中杉委員がいらっしゃったときに、変更が安易にされ過ぎているのではないかという発言をされたことがあって、私もそのように感じるものが時々あります。

今回の変更はやむを得ないことなのだと思いますけれども、これだけ分厚い変更届が必要になるということはアセスの見直し作業にかなりの時間と費用をかけられているという

ことだと思しますので、それも税金でやられていることを考えると、変更がロスを生んでい
るのではないかという懸念も持つわけです。

これはアセス全体に共通することですけれども、特に公共事業の場合、アセスも税金でや
るわけですから、計画はできる限りアセスの手続段階で固める方針でやっていただくという
意識でやっていただくように、事あるごとにアセス部局から事業部局に対して働きかけてい
ただきたいというのを、今回の分厚いものを見て感じました。

○宇山アセスメント担当課長 先生がおっしゃるとおり、今回の選手村の案件の変更の内容
を見ると、変更届を出すに至るような、通常の案件であればないのかなと。ほかの案件がも
し仮に相談されているものについては、これについては出さなくていいという指導もしてい
るところなのですけれども、選手村はかなり注目を浴びている案件ということもあって、当
初、そういう話もしたのですが、事業者も丁寧にやりたいということを出したいということ
でありましたので、確かに税金を使ってかなりのお金を投じてやっておりますので、今後は
そういうところにも注意して指導してまいりたいと思います。

○片谷審議会会長 ぜひよろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

今回も変更届がいっぱい出てきて、工期が延びるという変更はやむを得ないと見ていいと
思うのですけれども、設計が変更されるというのが余り多いのは、できるだけ避ける必要が
あると思いますので、ぜひ事務局で鋭意対応していただきたいと思います。

ほかに特に御発言はございませんでしょうか。

予定の時間を超過してしまいました。

それでは、本日の審議につきましては、以上とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

(傍聴者退室)

(午後12時08分閉会)